

地域による森林の保全活動を支援します！ ～里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金～

お問合せ先

林務課
0959-72-2094
林務課(上五島)
0959-52-4650

●里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金とは

平成25年度から令和6年度までの12年間、地域住民や森林所有者の協力による森林整備を支援してきた「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」が、令和7年度から、森林整備に加え里山林資源の活用を促進し、多面的機能の発揮と地域活性化を目指す「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」として新たにメニューが再編・新設され、支援が始まっています。

※令和7年度から森林の整備だけではなく、資源の活用も必要になりました。

●交付対象と条件

対 象：雑木林、竹林など、森林経営計画が策定されていない森林（0.1ha以上）

活動組織：森林所有者、地域住民、自治会等の地域の実情に応じた3名以上の者で構成された団体、NPO法人、民間団体等 など

活動期間：3年間

●どんな活動ができる？ ～3つのメインメニューと4つの追加メニュー～

メインメニュー



放置された里山林を整備して、得た資源を活かしたい

地域活動型（森林資源活用）

地域住民等が連携した里山林の整備(刈払いや枯損木処理等)と森林資源の活用を支援します。



放置された竹林を整備して、得た竹等を活かしたい

地域活動型（竹林資源活用）

地域住民等が連携した竹林の整備と竹林資源の活用(竹材、竹炭等)を支援します。



活用されていない里山林の木材資源を本格的に活用し、事業の一つとして取り組みたい

複業実践型（法人格が必要）

地域活動型の活動に加えてより強度の高い作業(間伐・搬出等)の実践を支援します。



このほか、上記メニューに付帯できる追加メニューがあります。

メニューの種類	機能強化	関係人口創出・維持	活動推進	資機材支援
対象となる作業	作業道等の作設・改修/鳥獣害防止柵の設置・補修	関係人口創出・維持のための環境整備・調整	現地確認(林況等)/活動計画の実施に係る調整・研修等	活動の実施に必要な資機材の購入・実施に必要な額についての支援